

土屋敦（著）

『はじき出された子どもたち—社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学—』

2014年 勁草書房 A5判 320頁 定価（本体4000+税）

木村 未和*

タイトルにあるように「はじき出された子どもたち」は、一見すると「理想の家庭」像とは対極にあるイメージとして捉えられるかもしれない。しかし、本書を読み終えるとそれらはむしろ相補的な関係にあるということに気づかされる。「理想の家庭」に関する言説が増加するとともに、「逸脱した家庭」の姿が表れてくる。「はじき出された子どもたち」も同様に、「理想の家庭」像が想定される中で、「逸脱」した存在としてみなされてきた歴史的背景がある。

本書は、東京大学に提出された博士論文をもとに加筆修正したものであり、緻密な分析によって示唆的な知見が示されている。本書の目的は、社会的養護が必要とされる子どもが「逸脱」した存在としてみなされてきた過程を、歴史政治学的な視座から検討することである。ここでの歴史政治学的な視座とは、主に児童心理学という専門知で前提とされた、「母性神話」を解体する女性史とはまた異なる分析枠組みであるという。具体的には、敗戦後の孤児や浮浪児といった「家庭のない児童」をめぐって形成された問題機制の枠組みが、児童問題の専門化による科学的言説、政府の公的介入などの処遇法などどのように関連しているのか、その変遷をたどる試みである。

全体を通じて「理想の家庭」との「偏差」に着目することによって、「普通」の環境で生育することが困難な子どもがいかに社会問題として扱われてきたのか、その過程を紐解いている。その中で本書は、ネグレクトを含めた現代社会の「児童虐待問題」の底流に、敗戦後の日本で展開された社会的養護をめぐる「積極論」と「消極論」との拮抗関係があるのではないかと問題提起している。著者は検討にあたり、問題機制の枠組みの変遷を三つの時期区分に分類する。第Ⅰ期は敗戦後から1960年代初頭まで、第Ⅱ期は1960年代初頭から1980年代まで、第Ⅲ期は1980年代後半から現在までである。この分類こそが本書の主張をより明確にするため、ここではそれぞれの区分について整理したい。

第Ⅰ期と区分された時代は、敗戦後の日本において戦災孤児や浮浪児が多く存在していた時代である。彼らの保護は、当初民間の慈善団体による救済の対象として考えられていた。しかし、保護された施設を脱走する子どもが相次ぎ、「家庭のない児童」は救済の対象から公的介入が不可欠な「逸脱」した存在とみなされ、敗戦後初の児童行政の一環として「浮浪児狩り」が行われた。「浮浪児狩り」は、戦後の児童行政と社会的養護に関する議論の展開の契機となったのである。また同時期には、家族がいながらも家出をする子ども、いわゆる「ブローケン・ホーム（欠損家族）」の中で育つ子どもが「逸脱」した存在としてみなされるようになった。ここで著者は、「ブローケン・ホーム」の児童の「発見」は、「家庭のない児童」の問題機制の形成の一端を担っていることに着目している。両者の児童は、「小児科学的ホスピタリズム」論の視座から、発達障害や情緒障害、精神薄弱の傾向にあることが問題視され、「社会病理」として語られるようになった。「社会病理」と認識されることで、「家庭のない児童」は医療的・統計学的に鑑別され分類されながら、それぞれの状態に応じて施設に収容された。

しかしその後、新たな「問題」が議論の俎上に載せられ、施設のありかたが改めて問われるようになる。問題機制の枠組みが「小児科学的ホスピタリズム」から「児童心理学的ホスピタリズム」へと移行したのである。それによって、「正常な家庭」との「偏差」から「家族病理」としての児童問題が浮上した。「家族病理」への対策として盛んに論じられていたのが、児童を原家族や実母から切り離すべきではないとす

* お茶の水女子大学大学院博士後期課程

る「消極論」であり、「最良の施設よりも最悪の家庭を」選択すべきであると語られるようになる。この議論によって、やはり児童は家庭の中で生育する環境を与えられなければならないとする考えが優勢となり、施設は「家庭的な場」を提供すべきとされ、それと並行して第二の家庭として里親制度が積極的に推奨されることとなった。このように、「家庭のない児童」をめぐって「社会病理」と「家族病理」の問題が形成されたのが第Ⅰ期であった。やがて戦災孤児や浮浪児といった「家庭のない児童」は減少傾向をたどり、高度経済成長期とも重なる第Ⅱ期を迎える。

第Ⅱ期について、著者は「狭間の時代」であると述べる。「家庭のない児童」の減少にともない、厚生省児童局は「開差は正措置」や「施設転換指示」といった養護施設の縮小の方針をとるようになる。その一方で、人格形成の歪みや発達の遅れは劣悪な家庭環境によるものであり、「子どもの人権」や児童の救済の名のもとに、養護施設の必要性を主張する「積極論」がメディア媒体をつうじて盛んに報じられるようになっていく。つまり、第Ⅰ期のホスピタリズム問題を含めた「消極論」と、施設維持に対する「積極論」との対立が明確になった時代であり、「保護されるべき児童」という問題機制の枠組みが刷新された。著者はこの枠組みこそが第Ⅰ期と第Ⅲ期とを接続する時代であったことを指摘し、「狭間の時代」とすると強く主張するのである。

そして、第Ⅲ期は「積極論」を背景に「問題のある家庭」が社会問題として大きく取り上げられる傾向が表れ、「子どもの権利」の擁護と「親権」の制限に関する議論が展開されるようになる。これまで第Ⅰ期および第Ⅱ期において子どもと親との関係は、健全な発達のために不可欠なものとして考えられてきた。しかし第Ⅲ期においては、「親権」を制限してまでも、劣悪な環境から子どもたちを救いださなければならぬという考え方への移行がみられるようになったのである。つまり、劣悪な家庭環境において、公的な介入の必要性が強く求められ、「子どもの権利」は「親権」よりも優先されるべきものであると捉えられるようになった。著者は第Ⅲ期の分析をつうじて一つの見解を示している。それは、「狭間の時代」である第Ⅱ期において展開された「積極論」と「消極論」の拮抗関係こそが、「児童虐待問題」の分水点となつたのではないかということである。周知のとおり既存の研究において、児童虐待は1990年代に「発見」あるいは「再発見」され社会問題化されたという知見が明らかにされてきた。しかし本書のように、社会的養護における問題機制の枠組みの変遷をたどることで、敗戦以降の公的な介入や科学的知によって形成された問題機制が、「問題のある家庭」をめぐって「児童虐待問題」という問題機制に刷新されたといえる。

著者は第Ⅱ期と第Ⅲ期の接続関係については示唆的な程度に留めると述べているが、子どもや家族に関する研究を行う者にとって、引き受けなければならない大きな課題を提示するものであった。本書の分析をつうじて、いかに議論の中で子どもたち自身が不在であったかということを考えずにはいられない。児童虐待の分類も含めて、子どもたちは常に鑑別の対象である。「（母性と言い換えることも可能かもしれないが）家庭」や「子ども」といった概念は、連想される神聖なイメージとは裏腹に、政治性を孕んだ概念であることが示されている。それは本書の指摘にもあるように、敗戦後の子どもたちをめぐる議論は、「理想の家庭」像が前提とされる中で、「家庭のない児童」が犯罪学の系譜の中に位置づけられたこととも無関係ではないだろう。

近年、脱家族化に関する議論が盛んになっているが、児童に対して「家庭的な場」を提供することの必要性をうたう主張も根強く残っている。しかしながら、後者のように児童をめぐって「理想の家庭」に収斂してしまう議論はいささか逆行していると言わざるを得ない。本書で示されたように歴史的過程を紐解く作業は、単に過去を明らかにする作業ではなく、現代の私たちに多くの課題を投げかける。科学的な基準や何らかの理想が前提とされることで、「はじき出された子どもたち」が生み出されてきたことを忘れてはならない。今後「子どもの人権」をめぐる議論の中で、新たに「はじき出される子どもたち」を生み出す危険性に対し、自覺的な姿勢が必要であろう。